

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第216号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成21年4月10日 10時20分ごろ	
発生場所	石川県能登半島沖	
事故等調査の経過	平成21年7月22日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 貨物船 第七十八親^{おやりき}力丸、1,426トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 135514、株式会社フロンティアと親力海運株式会社の共有</p>	
乗組員等に関する情報	機関長、四級海技士（機関）	
死傷者等	なし	
損傷	空気圧縮機のクランク軸、連接棒などが焼損	
事故等の経過	<p>本船は、航行中、平成21年4月10日10時20分ごろ、空気圧縮機クランク室のドレンプラグが緩み、同室の潤滑油が漏洩し、潤滑油が不足して各軸受などの潤滑が阻害され、クランク軸や連接棒などが焼損したことから、2台のうち1台の空気圧縮機が運転不能となった。</p> <p>本船は、のち、同圧縮機を一式新替した。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>なし</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>空気圧縮機クランク室のドレンプラグが緩んで、潤滑油が漏洩したものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が能登半島沖を航行中、空気圧縮機クランク室のドレンプラグが緩んだため、潤滑油が漏洩して各軸受の潤滑が阻害され、2台の空気圧縮機のうち1台が運転不能となったことにより発生したの と考えられる。</p>	